

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	介護保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊中市長

## 公表日

令和5年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請手続き</li> <li>②居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請手続き</li> <li>③介護保険負担限度額認定等</li> <li>④介護保険利用者負担減額・免除等(旧措置者、災害減免含む)</li> <li>⑤居宅サービス計画作成依頼(変更)の届出(基準該当居宅介護含む)</li> <li>⑥高額介護(介護予防)サービス費</li> <li>⑦高額医療合算介護(介護予防)サービス費</li> <li>⑧介護認定手続き(要介護・要支援)</li> <li>⑨調整交付金の算定</li> <li>⑩介護保険料滞納者に係る給付額の減額</li> <li>⑪介護保険料賦課</li> <li>⑫介護保険料滞納者に係る支払一時差止め及び滞納保険料の控除</li> <li>⑬介護保険料滞納者に係る支払方法変更</li> <li>⑭介護保険料納付猶予手続き</li> <li>⑮介護保険被保険者証再交付申請</li> </ul> <p>【中間サーバーに係る事務】 番号法の別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行い、また、他機関からの情報照会に対応するために、介護保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険システム</li> <li>②国保連合会伝送通信システム</li> <li>③保険料滞納整理システム</li> <li>④共通基盤システム(庁内連携システム)</li> <li>⑤団体内統合宛名システム</li> <li>⑥中間サーバー</li> <li>⑦住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>⑧電子申込システム</li> <li>⑨サービス検索・電子申請機能</li> <li>⑩申請管理システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
	介護保険ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項 別表第一の第68の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</li> <li>・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条</li> </ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・120の項</li> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・44条の2・46条・47条・49条・53条・55条・55条の2・59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の第93・94の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条・47条</li> </ul>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康医療部 保険相談課・保険給付課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課	
②所属長の役職名	保険給付課長・保険相談課長・長寿社会政策課長・長寿安心課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054 )	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康医療部 保険給付課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2771 ) 保険相談課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2772 ) 福祉部 長寿社会政策課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階) 電話:06-6858-2837 ) 長寿安心課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話:06-6858-2833 )	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-3 法令上の根拠	右の条項を追加	豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	
平成28年6月14日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・87・88・90・93・94・95・117の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・6・19・25・30・32・33・43・44・46・47条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・94・95・97・106・108・109・117・120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・6・7・10・19・25・30・32・33・43・44・47・49・53・55条</li> </ul>	事前	
平成28年6月14日	I-5-② 所属長	保険収納課 : 竹本 浩 高齢施策課 : 森 浩也 高齢者支援課 : 貴志 守光	保険収納課 : 河野 秀志 高齢施策課 : 佐津川 晋 高齢者支援課 : 山本 貢司	事後	
平成28年6月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・117・120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・6・7・10・19・25・30・32・33・43・44・46・47・49・53・55条</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第93・94の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46・47条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・94・95・97・106・108・109・117・120の項</li> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・12条の3・19条・25条・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・53条・55条・55条の2・59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第93・94の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条・47条</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話:06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	保険資格課 : 堀山 雅秀 保険給付課 : 鍋島 智 保険収納課 : 河野 秀志 高齢施策課 : 佐津川 晋 高齢者支援課 : 山本 貢司	保険資格課 : 河野 秀志 保険給付課 : 鍋島 智 保険収納課 : 山本 貢司 高齢施策課 : 佐津川 晋 高齢者支援課 : 尾崎 誠一	事後	
平成30年6月28日	I-1-③ システムの名称	②共通宛名システム ③介護住登外宛名システム ⑤保険ファイリングシステム	左のシステムを削除し、以降の番号を繰り上げ	事後	
平成30年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	情報提供の根拠に右の条項を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条・25条の2	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-① 部署	健康福祉部 保険資格課・保険給付課・保険 収納課・高齢施策課・高齢者支援課	健康医療部 保険資格課・保険給付課・保険 収納課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	保険資格課 : 河野 秀志 保険給付課 : 鍋島 智 保険収納課 : 山本 貢司 高齢施策課 : 佐津川 晋 高齢者支援課 : 尾崎 誠一	保険資格課長 ・ 保険給付課長 ・ 保険収納 課長 ・ 長寿社会政策課長 ・ 長寿安心課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電 話:06-6858-2054 )	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電 話:06-6858-2054 )	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-8 連絡先	健康福祉部 保険資格課 保険給付課 保険収納課 高齢施策課 高齢者支援課	健康医療部 保険資格課 保険給付課 保険収納課 福祉部 長寿社会政策課 長寿安心課	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	
令和1年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・94・95・97・106・108・109・117・120の項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・53条・55条・55条の2・59条の3	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・119の項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・46条・47条・49条・53条・55条・55条の2・59条の3	事後	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I-1-② 事務の内容	右記の内容を追記	【中間サーバーに係る事務】 番号法の別表第二に基づき、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行い、また、他機関からの情報照会に対応するために、介護保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事後	
令和3年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・119の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・120の項	事後	
令和3年6月30日	I-8 連絡先	保険資格課（豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎2階） 電話：06-6858-2301） 保険給付課（豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎2階） 電話：06-6858-2295）	保険資格課（豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎2階） 電話：06-6858-2300） 保険給付課（豊中市中桜塚3-1-1（第二庁舎2階） 電話：06-6858-2771）	事後	
令和3年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[ <input type="radio"/> ]外部監査	[ <input type="checkbox"/> ]外部監査	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・120の項</li> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・46条・47条・49条・53条・55条・55条の2・59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第93・94の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条・47条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・106・108・109・120の項</li> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条・2条・3条・4条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・44条の2・46条・47条・49条・53条・55条・55条の2・59条の3</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の第93・94の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条・47条</li> </ul>	事後	
令和4年6月30日	I-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険システム</li> <li>②国保連合会伝送通信システム</li> <li>③保険料滞納整理システム</li> <li>④共通基盤システム(庁内連携システム)</li> <li>⑤団体内統合宛名システム</li> <li>⑥中間サーバー</li> <li>⑦住民基本台帳ネットワークシステム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険システム</li> <li>②国保連合会伝送通信システム</li> <li>③保険料滞納整理システム</li> <li>④共通基盤システム(庁内連携システム)</li> <li>⑤団体内統合宛名システム</li> <li>⑥中間サーバー</li> <li>⑦住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>⑧電子申込システム</li> </ul>	事後	
令和4年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I-1 ③システムの名称	①介護保険システム ②国保連合会伝送通信システム ③保険料滞納整理システム ④共通基盤システム(庁内連携システム) ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦住民基本台帳ネットワークシステム ⑧電子申込システム	①介護保険システム ②国保連合会伝送通信システム ③保険料滞納整理システム ④共通基盤システム(庁内連携システム) ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦住民基本台帳ネットワークシステム ⑧電子申込システム ⑨サービス検索・電子申請機能 ⑩申請管理システム	事後	
令和5年6月30日	I-5 評価実施機関における担当部署	①部署 健康医療部 保険給付課・保険資格課・保険収納課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課 ②役職名 保険給付課長・保険資格課長・保険収納課長 長寿社会政策課長・長寿安心課長	①部署 健康医療部 保険給付課・保険相談課 福祉部 長寿社会政策課・長寿安心課 ②役職名 保険給付課長・保険相談課長 長寿社会政策課長・長寿安心課長	事後	
令和5年6月30日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康医療部 保険資格課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2300） 保険給付課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2771） 保険収納課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2306） 福祉部 長寿社会政策課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階) 電話:06-6858-2234） 長寿安心課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話:06-6858-2833）	健康医療部 保険給付課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2771） 保険相談課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2772） 福祉部 長寿社会政策課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階) 電話:06-6858-2837） 長寿安心課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話:06-6858-2833）	事後	
令和5年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	